

○公立大学法人大阪府立大学産学官連携ポリシー

平成17年4月1日

1 法人の責務

公立大学法人大阪府立大学(以下「法人」といいます。)は、社会貢献を大学における使命の一つとして位置づけ、これを達成するために大阪府立大学に研究推進本部を置き、研究型大学として知の成果を積極的に社会へ還元します。

2 行動指針

法人は産学官連携により地域社会の発展に寄与するため、次の行動指針に基づいて活動します。

- (1) 教員・研究者の学術的成果を積極的に産業界に技術移転することにより、産業の活性化に寄与します。
- (2) 産業界との有機的かつ持続的な連携を行い、地域社会の発展に寄与します。
- (3) 産学官連携を効果的に推進するために、自治体や公設試験場等と連携します。
- (4) 国際的な産学官連携を推進することにより、産業の国際競争力の強化に寄与します。
- (5) 透明性の高い産学連携活動を行い、十分な説明責任を果たします。

3 産学官連携の推進体制

産学官連携活動を積極的に推進するため、研究推進本部にリサーチ・アドミニストレーションセンターを設置し、研究科及び学域に部局リエゾンオフィスを設置します。

4 本ポリシーの改定

本ポリシーは、教育研究会議及び経営会議の審議、役員会の議決を経て、理事長の承認を得て改定します。

附 則(平18・12・22改正)

このポリシーは、平成18年12月22日から施行する。

附 則(平28・3・31改正)

このポリシーは、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平29・4・1改正)

このポリシーは、平成29年4月1日から施行する。